

参議院本会議における「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」の趣旨説明の配布資料の誤りについて

## 1. 誤りの内容

- 5 月 21 日（水）の参議院本会議において「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」の趣旨説明を行うに際し、参議院事務局を通じて事前に参議院議員に配布された厚生労働省作成の趣旨説明文の配布物に誤りがあったもの。
- 具体的には、厚生労働大臣が参議院本会議で読み上げた本来の趣旨説明文と異なり、本参議院配布物には本法案の内容を説明する「第一」が2カ所あった。そのうち1つは、社会保障改革プログラム法案の趣旨説明文の一部が紛れ込んでいた。

## 2. 趣旨説明文の作成過程

- 国会に提出される内閣提出法案の趣旨説明文は、法案を国会に提出する2月の時点で作成し、省内の決裁手続きを経た上で、印刷物として法案とともに配布されている。
- その後、衆議院及び参議院の本会議において、大臣が趣旨説明を行う際には、2月に作成したものとは別の様式で、読み上げ原稿として作成することとなっており、その読み上げ原稿についても、様式及び内容について、再度省内の確認手続きを経ている。
- 加えて、参議院では、趣旨説明文を事前に配布することとなっていることから、大臣の読み上げ用の原稿を、配布物用の様式に当てはめて、別に作りなおしている。

### 3. 経緯

- 今回の趣旨説明文の作成については、5月16日（金）、国会連絡室から大臣官房総務課を通じて医政局及び老健局に指示。これを受けて、医政局及び老健局からなる法案作成担当チームにおいて作業に着手。
- 具体的には、2に基づき大臣読み上げ原稿（参考資料1）を作成し、大臣官房総務課の了解を得た後、その読み上げ原稿を元に参議院配布物を作成したもの。  
この参議院配布物を作成する際、様式として、社会保障改革プログラム法案の趣旨説明文の電子文書を活用しようと考え、その電子文書に、本法案の読み上げ原稿を貼り付けたが、一部、元の法案の文書を消去し忘れた。
- その後、本来行うべき確認を十分に行わないままに、誤りを含んだ資料が19日（月）夕刻に参議院事務局に300部提出された。（参考資料2）。

### 4. 再発防止に向けて必要と考えられる対応（案）

- 法案作成担当チームは内閣提出法案に関する法令事務について、メンバーの誰がどの事務を担当するのかについて共通認識を持つ。
- これらの事務のうち、厚生労働省から国会に提出する資料については特に重要なものであることから、あらかじめ十分時間的余裕を持って作業を進める。
- 担当者は、作成した案文の読み合わせをすること及びダブルチェックを必ず行うこととし、担当課長に文書で報告する。

（以上）

平成二十六年五月二十一日

参議院本会議

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進  
するための関係法律の整備等に関する法律案 趣

旨説明

このたび、政府から提出した地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

高齢化の進展に伴い、慢性的な疾病や複数の疾病を抱える患者の増加が見込まれる中、急性期の医療から在宅医療、介護までの一連のサービスを地域において確保し、患者の早期の社会復帰を進めるとともに、高齢者が住み慣れた地域に

において継続的に生活できるようにしていくことが必要です。このような状況を踏まえ、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制や、地域包括ケアシステムの構築を通じ、地域における医療・介護の総合的な確保を推進するため、この法律案を提出した次第です。

以下、この法律案の内容についてその概要を

説明いたします。

第一に、都道府県は、厚生労働大臣が策定した基本的な方針を踏まえ、市町村等と連携・共同しながら、新たな基金を活用し、医療・介護サービスの提供体制の総合的・計画的な整備等を推進することとしています。

第二に、地域での効率的かつ質の高い医療の確保に向けて、医療機能の分化・連携を推進するため、医療機関が病床の医療機能を都道府県知事

に報告することとし、都道府県は、この報告制度等を活用し、各医療機能の必要量等を含む地域の医療提供体制の将来のあるべき姿である地域医療構想を策定することとしています。また、医療機関相互の協議の場の設置や都道府県の役割強化など、地域医療構想の実現のための必要な措置を講じることとしています。さらに、医療従事者の確保や医療機関における勤務環境の改善、看護師の研修制度の創設等のチーム医療の

推進、医療事故に係る調査の仕組みの創設などにより、医療提供体制の整備を進めていくことと  
しています。

第三に、地域包括ケアシステムの構築に向け、  
介護保険制度において、在宅医療・介護連携の  
推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの  
充実等の措置を講じるとともに、予防給付のうち  
通所介護と訪問介護について市町村が地域の実情  
に応じて取り組むことができる地域支援事業に



移行するなどの見直しを行うこととしています。

また、特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化することとしています。

さらに、介護保険制度の持続可能性を高めるため、低所得者の保険料の軽減強化、一定以上の所得を有する者の給付割合の見直し、補足給付の支給要件の見直し等を行うこととしています。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定

を除き、公布の日としています。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

平成二十六年

第百八十六回国会提出

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進  
するための関係法律の整備等に関する法律案趣旨  
説明

厚生労働省

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案趣旨説明

このたび、政府から提出した地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

高齢化の進展に伴い、慢性的な疾病や複数の疾病を抱える患者の増加が見込まれる中、急性期の医療から在宅医療、介護までの一連のサービスを地域において確保し、患者の早期の社会復帰を進めるとともに、高齢者が住み慣れた地域において継続的に生活できるようにしていくことが必要です。このような状況を踏まえ、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制や、地域包括ケアシステムの構築を通じ、地域における医療・介護の総合的な確保を推進するため、この法律案を提出した次第です。

以下、この法律案の内容についてその概要を説明いたします。

第一に、都道府県は、厚生労働大臣が策定した基本的な方針を踏まえ、市町村等と連携・共同しながら、新たな基金を活用し、医療・介護サービスの提供体制の総合的・計画的な整備等を推進することとしていま

す。

第一に、少子化対策、医療サービスの提供体制や医療保険制度等に係る医療制度、介護保険制度及び公的年金制度の各分野に関し、検討すべき事項、措置を講ずる時期等を定めるとともに、医療制度や介護保険制度については、法律案の提出を目指す時期についても規定するものであります。

第二に、地域での効率的かつ質の高い医療の確保に向けて、医療機能の分化・連携を推進するため、医療機関が病床の医療機能を都道府県知事に報告することとし、都道府県は、この報告制度等を活用し、各医療機能の必要量等を含む地域の医療提供体制の将来のあるべき姿である地域医療構想を策定することとしています。また、医療機関相互の協議の場の設置や都道府県の役割強化など、地域医療構想の実現のための必要な措置を講じることとしています。さらに、医療従事者の確保や医療機関における勤務環境の改善、看護師の研修制度の創設等のチーム医療の推進、医療事故に係る調査の仕組みの創設などにより、医療提供体制の整備を進めていくこととしています。

第三に、地域包括ケアシステムの構築に向け、介護保険制度において、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの充実等の措置を講じるとともに、予防給付のうち通所介護と訪問介護に

ついて市町村が地域の实情に応じて取り組むことができる地域支援事業に移行するなどの見直しを行うこととしています。また、特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化することとしています。さらに、介護保険制度の持続可能性を高めるため、低所得者の保険料の軽減強化、一定以上の所得を有する者の給付割合の見直し、補足給付の支給要件の見直し等を行うこととしています。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、公布の日としています。

以上が、この法律案の趣旨でございます。